令和８年（フ）第１８５号
愛知県豊橋市北岩田二丁目３番地12　ガーデンコートＩＷＡＴＡ205
債務者　田渕　侑輝
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１９１号
愛知県豊川市本野町東浦43番地の２　ビートルタウンパーク街Ｆ102
債務者　田畑　広代
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第７９号
三重県伊勢市村松町3310番地４
債務者　興野木　修
１　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第８１号
三重県志摩市阿児町鵜方2938番地15
債務者　中村ゆり子
１　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１５８号
群馬県館林市成島町234番地の３
債務者　森下　裕太
１　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３９５２号
大阪府枚方市宗谷１丁目６番14号
債務者　山崎　　颯
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１６６号
大阪府門真市柳町８番10号　カルム柳町302
債務者　別府　大地
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２８８号
大阪市鶴見区鶴見２丁目23番３号
債務者　岩尾　祐輔
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３９２号
大阪市港区弁天４丁目１番18号　ポートヴィラ弁天　301号
債務者　小谷友里歌
１　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

令和７年（フ）第３４号
茨城県水戸市平須町字向井1241番地１
破産者　有限会社テイ・エス交通
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第５２７号
茨城県笠間市旭町467番地３ロイヤルウィングＡ―201
破産者　合同会社アップドア
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第２６０号
埼玉県八潮市南川崎639番地１
破産者　池森建設株式会社
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第９０号
千葉県君津市人見５丁目11番21号　102
破産者　辻　　春紀
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第６号
兵庫県丹波市柏原町柏原46センタープール２・３階
破産者　株式会社ｗｉｓｅｕｐ
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第３１９号
福岡市博多区東平尾一丁目18番54―510号
破産者　フルタ株式会社
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１２号
岩手県釜石市鵜住居町第５地割25番地１
破産者　株式会社藤敬
１　決定年月日　令和８年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和７年（フ）第１９２３号
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目４番地44―103
破産者　横浜テクニカル合同会社
１　決定年月日　令和８年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４２号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼328番地27
破産者　株式会社イーリズム
１　決定年月日　令和８年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部